

信濃川水系学識者会議 設立趣意書

信濃川は、その源を関東山地の甲武信岳に発し、長野県内では千曲川と呼ばれ、犀川等の支川を合わせ、狭窄部を通過して新潟県に入り信濃川と名称を改め、河岸段丘地帯を流下しながら、魚野川等の支川を合わせ、越後平野に出て、途中大河津分水路、関屋分水路等を分派し、日本海へ注ぐ、日本一の幹川流路延長367km、流域面積11,900km²の一級河川である。その流域は、長野、新潟、群馬県の3県にまたがり、長野県の県都長野市や本州日本海側初の政令指定都市である新潟市等25市19町20村の市町村からなり、この地域の社会・経済・文化の基盤を成している。

一方で、信濃川は我が国最長の河川であり、上流部では盆地に長野市や松本市などの都市が発達し、盆地の出口が狭窄部となっているためはん濫が起きやすい地形となっている。また中下流部では拡散型のはん濫により新潟市や長岡市など広範囲にわたって浸水するなど災害ポテンシャルは極めて大きく、過去には明治29年の横田切れや、近年では昭和56年8月洪水、昭和57年9月洪水、昭和58年9月洪水など、中上流部を中心に浸水被害が発生しているほか、平成16年7月洪水では下流部において、平成18年7月洪水では上流部において甚大な被害が発生している。

このような状況の中、明治以降本格的に国より治水事業が開始され、大河津分水路の開削等の治水対策が進められた。その後、昭和39年の新河川法の制定を受け、昭和40年に信濃川水系が一級河川として指定され、昭和49年に「信濃川水系工事实施基本計画」が改訂されるとともに大町ダム、三国川ダム、関屋分水路等を含め、水系一貫した河川整備が進められ、安全・安心な地域づくりに貢献してきた。

平成9年に河川法の改正が行われ、その目的に、従来の「治水」「利水」のほか、新たに「河川環境の整備と保全」が加えられるとともに、従来の「工事实施基本計画」に代わり、河川整備の長期的な方向を示す「河川整備基本方針」と、具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが規定された。特に、「河川整備計画」の策定に際しては、関係地方公共団体の長、学識経験者、地域住民等の意見を頂き、計画に反映する手続きが導入された。

信濃川水系においては、平成20年6月11日付けで「信濃川水系河川整備基本方針」が策定された。この中で、上流部においては基本高水のピーク流量を基準点立ヶ花において11,500m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により2,500m³/sを調節し、河道への配分流量を9,000m³/sとし、中流部においては基本高水のピーク流量を基準地点小千谷において13,500m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により2,500m³/sを調節し、河道への配分流量を11,000m³/sとし、下流部においては基本高水のピーク流量を基準地点帝石橋において4,200m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により200m³/sを調節し、河道への配分流量を4,000m³/sとする治水計画や、河川の適正な利用や河川環境の整備と保全等に関する事項等が定められたところである。

今般、「信濃川水系河川整備基本方針」に沿った「信濃川水系河川整備計画」の策定にあたり、信濃川・千曲川に関し学識経験を有する者から意見を聴くことを目的として、「信濃川水系学識者会議」を設立するものである。